



東北運輸局福島運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

令和6年10月2日
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

一般貨物自動車運送事業者に対し事業の停止命令等を発しました。

令和5年12月21日に東北運輸局福島運輸支局が下記の一般貨物自動車運送事業者に対し監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は事業の停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社 小室商事 代表取締役 小室 渉
(法人番号：4380001020328)
石川郡浅川町大字畑田字戸屋入31番地

営業所：本社営業所
石川郡浅川町大字箕輪字蟹沢22-1

2. 行政処分等年月日 令和6年9月26日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業の停止処分

令和6年10月2日から令和6年10月8日（7日間）

(2) 事業用自動車の使用停止処分

令和6年10月9日から令和6年10月20日まで（16両×12日）

令和6年10月9日から令和6年10月31日まで（1両×23日）

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

①乗務時間等告示の遵守違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

②整備不良車両等

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)

(道路運送車両法第47条)

③点呼の記録義務違反(不実記載)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

④業務の記録義務違反(不実記載)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

⑤運行記録計による記録義務違反(記録なし、および不実記録)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

⑥運転者に対する指導監督義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門

担当：大沼、関根

TEL：024-546-0345